

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

- 大規模地震発生時には、全市が甚大な被害を被ることが想定されるため、市民が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つ。
- 地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後3日間以上を生き延びるための自助の備えや避難対策に取り組む。
- 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで、南海トラフ地震等が発生しても被害を最小限に抑える、災害に強い地域をつくる。

【主担当部署】総合危機管理課・企画振興部・人権生活環境部・産業振興部・健康福祉部・消防本部・教育委員会

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	住民自治協議会・自治会等地域コミュニティ	(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施
	市民	(1) 市民に対する普及計画

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織	地域住民	(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 (2) 地震避難計画づくりの推進及び避難訓練の実践
防災活動に取り組むNPO等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	市民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民	(1) 家族での防災についての話し合い (2) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 (3) “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進 (4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住民自治協議会・自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ア 地域独自の防災訓練実施等への支援
- イ 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ウ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援
- エ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取りるべき対応に関する知識等の普及・啓発

(2) 本計画への地区防災計画の位置づけ

住民自治協議会・自治会等から地区防災計画の提案があった場合には、市防災会議は、その必要性を踏まえ、本計画に定めるものとする。

2 市民に対する普及計画

(1) 普及計画の趣旨等

市民が地震防災の正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事に配布するとともに、インターネットや各種マスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努め、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えを一層充実し、その実践を促進するための市民運動を展開していく。

また、その内容は次の事項を含むものとし、防災知識の普及にあたっては、特に要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女共同参画や性的少数者への配慮等に対応できる防災体制を確立するよう努める。加えて、平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念である「フェーズフリー」について研究を行い、啓発に努める。

なお、地域を防災的見地から評価したうえで、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害時の行動マニュアル等を作成し、配布するとともに、地域独自の防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(2) 普及計画の内容

- ア 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取りるべき対応に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- オ 住民が緊急地震速報やその利用の心得について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれるよう、气象台や市等はこれらについて、周知・啓発を行う。
- カ 正確な情報入手の方法
- キ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策、災害応急対策等の内容
- ク 各地域における、土砂災害危険箇所等に関する知識（警戒避難に関する知識）
- ケ 各地域における避難場所及び避難路、要配慮者が避難する際の支援のあり方に関する知識
- コ 避難生活に関する知識
- サ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
- シ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 普及の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 広報紙、行政情報チャンネル、伊賀市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）等

による広報

- ウ 防災マップの配布
- エ ハザードマップの作成・配布
- オ 防災ビデオ等の貸し出し (推進計画)

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

市民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、市民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、市民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に市民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■市民が実施する対策

1 家族での防災についての話し合い

家族で地震の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族での話し合いを定期的に行い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族での防災についての話し合いにおける「防災ノート」の活用を努める。

2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3 “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

【参 考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

- 指定緊急避難場所：基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水等の災害種別ごとに市が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 指定避難所：基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所。なお、伊賀市では、法で定める指定避難所について、拠点的な役割を担う「拠点避難所」とそれ以外の「指定避難所」（狭義の指定避難所）とに区分している。
- 福祉避難所：高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市が指定した施設

また、本計画においては、原則として、地域とは市内の住民自治協議会・自治会等で区分される地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

○女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引する。

【主担当部署】 総合危機管理課・企画振興部・消防本部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 地域内の自主防災組織の交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むNPO等	(1) 伊賀市災害ボランティアセンターが行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、伊賀市災害ボランティアセンターが養成する災害ボランティアコーディネーターや、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 地域内の自主防災組織の交流及び連携の促進

地域の防災力を高めていくためには、自主防災組織相互の交流及び連携が必要となることから、まずは住民自治協議会内の自主防災組織の交流及び連携を促進する。

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■市民が実施する対策

1 市の防災人材育成事業等への参画

市民は市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力を努める。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

- 南海トラフ地震等大規模な地震が発生した時に「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、自治会等及び事業所単位で自主防災組織の結成を促進するとともにその育成・強化を推進する。
- 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有を行い、各々の活動が活性化してネットワーク化を進める。

【主担当部署】 総合危機管理課・消防本部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	自主防災組織	(1) 自主防災組織の育成・強化
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	市民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

- (1) 自主防災組織には、地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
- (2) 自主防災組織への女性の参画促進など組織化、組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。
- (3) 市は個人情報の取り扱いに十分留意しつつ管内自主防災組織の名簿等を調製し、相互に連絡が取り合える体制の構築に努める。
- (4) 組織体制
自主防災組織は、地域住民の基礎的な組織である自治会等単位を基本とする。
災害時の自主防災活動の体制としては、基本的には情報収集班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等とする。
- (5) 活動計画に定める事項
 - ア 平常時の活動
 - ① 防災知識の普及

- ② 防災予防計画の策定
- ③ 組織の編成及び任務分担
- ④ 自主防災訓練の実施
- ⑤ 資機材等の点検、整備

イ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時に実施が必要となる事項

- ① 正確な情報の把握
- ② 適切な避難（要配慮者等）

ウ 「警戒宣言」発令時に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。

- ① 正確な情報の把握
- ② 火災予防措置
- ③ 非常持出品の準備
- ④ 適切な避難及び避難生活
- ⑤ 自動車の運転の自粛

エ 災害時の活動

- ① 地域住民に対する情報の伝達及び広報
- ② 火災発生時における初期消火
- ③ 被災者の救出・救護
- ④ 要配慮者の避難誘導
- ⑤ その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

(6) 平常時の具体的な活動指針

ア 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりがもつよう、ビデオ上映会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、自宅建築物の耐震化、南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

イ 計画的な防災活動

自主防災組織の活動について定期的に十分話し合う機会を設け、地域の危険度（危険箇所等）を確認し、ハザードマップ等を活用した地域の危険度の把握により、それぞれの地域に合った実践的な防災活動について検討を重ねると共に、防災点検の日を設けるなどして、家庭と地域を結びつけた防災活動を計画的に実施する。

また、地域内の要配慮者への対応に当たっては、個人情報保護の観点から、要配慮者及びその家族等の意見を尊重し、民生委員・児童委員や障がい者相談員、福祉関係団体、自治会等との連携により、地域の実情に合った対応に努める。

ウ 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

エ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市、消防団、防災関係機関、自衛隊等と有機的な連携をもって行う。

また、要配慮者に対しても、非常時における生活の講習会などを開催し、緊急の災害時

において的確な判断と行動ができるよう地域の実情に応じた体験的な訓練を行う。

- ① 情報の収集及び伝達の訓練
- ② 出火防止及び初期消火の訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出及び救護の訓練
- ⑤ 炊き出し訓練

オ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(7) 自主防災組織への支援

ア 自主防災組織の活動に必要な資機材の整備に対する助成を行う。

イ 自主防災組織の育成、活性化を図るため、その中核となるリーダーを各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、県と連携し研修会等を開催し防災リーダーを育成する。

(8) 個別指導・助言

自主防災組織の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、組織編成や活動内容に関する相談を受け、今後の活動に対する個別指導・助言を行う。また、整備されていない地域については、住民自治協議会を通じて組織づくりを啓発していく。

(9) 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対して、できるだけ多くの住民が参加できるよう、啓発活動や啓発パンフレットの活用等により、意識の高揚を図り、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。(推進計画)

3 市民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

また、同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導する。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、消防活動への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(2) 地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」にもとづき、事業者や公務員、大学等と消防団活動において協力・連携を図る。

また、教育訓練の標準化により消防団活動の質的向上に努めるとともに、地域の自主防災組織等に対して教育訓練の指導的な役割を果たすものとする。

■市民が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

2 地域住民の自主防災組織

地域の防災力を高めるため自主防災組織において、平常時から訓練等の実施に努めるものとする。また、自主防災組織の結成、運営にあたっては、住民の日常生活上、基礎的な地域として一体性を有し、かつ住民の連帯感が得られる程度の規模（自治会等）が適当である。

3 地域支援ネットワーク

要配慮者を把握し支援するために、各地域にある住民自治協議会、自治会等、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域支援者等による「地域支援ネットワーク」の構築に努めるものとする。

【平常時の活動】

- (1) 要配慮者に関する情報の収集と管理
- (2) 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
- (3) 避難行動要支援者の避難支援マップに関する情報の収集と管理
- (4) 要配慮者が居住する住宅の防災対策支援
- (5) 構成員同士が日頃から連絡を密にし、災害発生時の対応についての打合せ等

【災害発生時の活動】

- (1) 地区の要配慮者の安否確認等の集約を行うとともに、市からの問い合わせ等への対応
- (2) 必要に応じて要配慮者の避難所等への誘導、引継ぎ、搬送等の対応

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標

- 災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。
- 行政、ボランティア関係機関、災害救助ボランティア・グループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

【主担当部署】総合危機管理課・企画振興部・人権生活環境部・健康福祉部・産業振興部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	市等の災害ボランティア担当機関	(1) 活動環境の整備 (2) 人材等の育成 (3) 協力体制の構築 (4) 事前登録
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援
	市民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■市、社協、NPOが協働して実施する対策

1 伊賀市災害ボランティアセンターの常設化

(1) 伊賀市災害ボランティアセンターの整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、市及び社会福祉協議会など関係団体とボランティア間の連携強化が求められる。このためには、平常時において、こうした連携が行われる必要があり、そのためのボランティアとの連携体制や活動拠点の整備が必要である。

このため、伊賀市における災害ボランティアセンターに関する協定書により、特定非営利活動法人みえ防災市民会議と伊賀市社会福祉協議会と伊賀市の三者による「伊賀市災害ボランティアセンター」を開設する。

上記の三者は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営を行うものとする。

活動拠点については、市全域を統括する「伊賀市災害ボランティアセンター」を伊賀市社会福祉協議会に設置し常設とする。また、災害発生時においては、災害ボランティアの参集受付場所としての機能や受入活動配備を可能とする現地本部機能を備えた、「伊賀市〇〇地区災害ボ

ランティアセンター現地本部」を本庁及び各支所単位に1箇所以上設置するため、あらかじめ関係者と協議し、事前に公共施設を中心に活動拠点を選定しておくものとする。

(2) 伊賀市災害ボランティアセンターによる人材等の育成

- ア 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- イ 災害救援ボランティアの育成、研修への支援を行っていく。
- ウ 災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。
- エ 実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。
- オ 災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティアコーディネーター等を事前に登録し、その育成に努める。

(3) 協力体制の構築

伊賀市災害ボランティアセンターは、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等と研修を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を図る。

2 NPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 市民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、市民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市民や企業が実施する対策

1 企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 市民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

- 各事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。
- 事業所と地域住民及び地域におけるさまざまな団体との連携強化を図る。
- 企業・事業所の事業継続計画（BCP）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動を進める。

【主担当部署】総合危機管理課・企画振興部・産業振興部・建設部・上下水道部・消防本部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	企業・事業所	(1) 各事業所における防災対策の促進 (2) 地域との連携の促進 (3) 事業所等の自衛消防組織の設置
	住民自治協議会・自治会等・自主防災組織	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	市(住民自治協議会・自治会等・自主防災組織)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 各事業所における防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の耐震化、防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成等、各種防災対策の推進を支援する。

また、大規模災害においても市内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続

計画（BCP）等の作成を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行うものとする。

＜支援の内容＞

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施
- ・商工会議所、商工会等事業所が所属する団体との連携による支援

(2) 地域との連携の促進

地域の一員として、平常時から地域住民や地域におけるさまざまな団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出・救助活動が可能となる、防災力を高めるための支援を行う。

＜地域との連携の例＞

- ア 地域の住民や地域におけるさまざまな団体との協働関係の構築
 - ・地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加
- イ 災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献
 - ・住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営
 - ・避難場所、資機材・物資置き場の提供
 - ・自社製品の提供、備蓄品・資機材の提供

(3) 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織の設置を推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

2 住民自治協議会・自治会等・自主防災組織を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン事業者が実施する対策＞

1 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

事業所の消防組織については、災害を考慮した防災活動強化を図るとともに、各事業所において、防災管理者を中心に防災組織づくりを行い、資機材の整備、訓練の実施、自主的な防災体制の整備を図る。又、危険物施設等において自衛消防組織が義務づけられている事業所においては、関係法令に従って自主防災体制の整備を図る。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- (1) 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- (2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- (1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- (2) 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力をを行い、防災力診断やBCP等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■住民自治協議会・自治会等・自主防災組織が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

○学校や園などにおいて必要な耐震対策や避難対策を行い、児童生徒等、教職員の安全を確保するとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図る。

【主担当部署】 総合危機管理課・総務部・健康福祉部・消防本部・教育委員会

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	児童生徒等	(1) 児童生徒等に対する普及計画
	職員	(1) 市職員等に対する防災教育
	地域（地域住民）	(1) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
民間の園・児童福祉施設等の管理者	幼稚園、児童福祉施設等の管理者	(1) 民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■市が実施する対策

1 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生時に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（幼稚園・保育所（園）等を含む）においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

また、各学校、（幼稚園・保育所（園））で危機管理マニュアルを作成し、校内研修等で職員に周知徹底を図ると共に学級懇談会や地区懇談会等で、児童生徒の緊急時の対応や連絡方法について保護者に周知徹底を図る。

(1) 普及の内容

- ア 災害時の心得
- イ 災害予防の心得
- ウ 防火、応急救護の実務
- エ 災害時の対応

(2) 普及の方法

- ア 防災関係授業の実施
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災ビデオ等の貸し出し
- エ 通学団集会、学級懇談会、地区懇談会
- オ 学校だより、学級新聞

2 市職員等に対する防災教育

市職員、教職員、保育士等は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。また、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

(1) 教育の内容

- ア 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 南海トラフ地震に関連する情報に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震に関連する情報が出された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- オ 緊急地震速報やその利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- カ 職員等が果たすべき役割
- キ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ク 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 災害現地調査等の実施

3 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■民間の園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

1 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

公立小中学校・園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

- 南海トラフ地震等大規模地震が発生したときに住民等を安全に避難させるための避難場所、避難路、避難所を整備する。
- 住民が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知する。
- 避難や避難所運営における弱者対策を図るとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定を進めるなど、要配慮者の避難対策に配慮した地域づくりを進める。

【主担当部署】 総合危機管理課・人権生活環境部・健康福祉部・産業振興部・消防本部・各支所・施設（市指定避難所）管理者

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 要配慮者対策 (7) 観光客、帰宅困難者等対策 (8) ペット対策

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
住民自治協議会・自治会等・自主防災組織	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民	(1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の避難計画の策定 (3) ペット対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難情報の種類

(1) 避難情報伝達体制の整備

基本法に定める避難勧告及び指示のほか、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

(2) 避難情報の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(地域支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、屋内や屋外の安全な場所等に避難することもある。

(3) 避難勧告等の基準

避難勧告等について、気象台、県等の協力を得つつ、地震災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求める。

また、市長不在時における避難勧告等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を定めるものとする。

なお、代理順位については、伊賀市災害対策本部設置運営要綱(「以下「本部要綱」という。)」第3条第3項に規定の順序とする。

2 避難情報の周知

避難三類型による市民の避難行動を周知するとともに、「避難準備・高齢者等避難開始」については特に広報を徹底する。

(1) 広報の手段

広報は緊急を要するため、行政情報チャンネル、防災情報システム、市ホームページ、広報車、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織への連絡等を通して実施する。

(2) 広報の内容

避難の三類型の内容と市民の行動規範を中心に説明する。

避難情報の種類	避難対象	主体
避難準備・高齢者等避難開始	危険地域居住者（要配慮者）	市民・自主防災組織・自治会等
避難勧告 避難指示（緊急）	危険地域居住者（地域全住民）	市民・自主防災組織・自治会等・消防団

3 避難所等の指定

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、地震、洪水、土砂災害の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難場所の確保に努め、伊賀警察署、名張警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておくものとする（災害種別の指定緊急避難場所リストは資料編を参照）。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

(2) 指定避難所[※]、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所[※]としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所[※]までの安全な避難路（道路）を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所[※]の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。また、指定避難所[※]の指定にあたっては、その適切性を確認する。

（推進計画）

指定緊急避難場所と指定避難所[※]の指定基準及び相互の関係は、次に示すとおりである。

	指定緊急避難場所（法第49条の4）	指定避難所 [※] （法第49条の7）
定義	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を受け入れる適切な規模 ・耐震性がある ・想定される水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある	以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できること ・想定される災害の影響が比較的少ない ・車両などによる輸送が比較的容易
指定	災害種ごとに市長が指定	災害種を限らず市長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

※ここでいう「指定避難所」とは、災害対策基本法で定めるところのもの

(3) 避難場所等の留意事項

- ア 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- イ 周囲に崩壊の恐れのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。
- エ 洪水等による浸水の恐れのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で安全性のあること。
- オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所への避難移動できること。
- カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ク 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。

(4) 指定避難所

地震の大規模災害に際し、避難した市民を収容し保護するため設置する施設。

ア 避難所の留意事項

- ① 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きができる学校施設等を中心に選定するものとする。
また、学校については余裕教室などを活用し、平常時から防災施設としての整備を図っておくものとする。
- ② 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、新エネルギーを活用した発電設備その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等の確保に努めるものとする。
- ③ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るものとする。
- ④ 要配慮者に配慮した福祉避難所の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討するものとする。特に、福祉避難所については、学校を避難所とする場合、保健室や特定の教室を“福祉避難室”とする、避難所の一画を区切って“福祉避難場所”として確保する等、公共施設のみならず、宿泊施設あるいは特別養護老人ホームなどの民間施設の活用も視野に入れて量的確保に努める。
また、利用しやすい構造とケアが整った社会福祉施設等を福祉避難所として指定するため、平常時において社会福祉施設関係者と要配慮者の受け入れについての協議を行い、受け入れ協定の締結を引き続き進めていくものとする。
- ⑤ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備に努めるものとする。
- ⑥ 帰宅困難者や観光客に対応する避難所の確保について検討するものとする。
- ⑦ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。

4 避難場所、避難路の整備

- (1) 南海トラフ地震等大規模地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域、公園、緑地、広場その他の公共空地を一時的な避難の場所として、又はこれに準ずる安全な場所への道路等を整備していくものとする。
- (2) 高齢者など避難所を知らない市民を考慮し、災害時にあわてないようにするために、日頃から地震発生時の安全確保や避難所までの経路の確認（複数）を行う。

5 避難指示基準の策定等

避難の指示、勧告を行う場合、地震の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

(1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

(2) 収容避難

地震災害等により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

(3) 指示勧告の伝達体制の整備

急を要するため、防災情報システム、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図るものとする。

6 避難行動要支援者情報の把握・共有

避難行動要支援者に関する情報の把握・共有を図るため、伊賀市避難行動要支援者避難支援プラン（令和元年10月）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、これらの情報を個人情報保護の観点から災害対策基本法に基づき、適切に情報共有する。

名称	内容	情報提供（共有）先
避難行動要支援者名簿	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援プランで避難行動に特に支援が必要となるものの範囲を定め、行政情報から抽出した避難支援に取り組むための基礎となる名簿 氏名、住所、生年月日、性別、避難支援を必要とする理由、連絡先、自治会（区）名を掲載する。 発災時には、同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に情報提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の市長部局内 発災時に情報提供する避難支援等関係者（住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察、教育委員会）
避難行動要支援者同意名簿	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援プランで避難行動に特に支援が必要となるものの範囲を定め、行政情報から抽出した避難支援に取り組むための基礎となる名簿のうち、事前に情報提供に関する同意を得た者の名簿 氏名、住所、生年月日、性別、避難支援を必要とする理由、連絡先、自治会（区）名を掲載する。 事前に、避難支援等関係者に情報提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の市長部局内 同意に基づき情報提供する避難支援等関係者（住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察、教育委員会）

(1) 避難行動要支援者名簿の整備等

ア 避難行動要支援者の把握

市は、災害時に避難行動要支援者に対する避難支援が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護認定者や障がい者等の情報を把握する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及び情報

- ① 避難行動要支援者避難支援プラン（令和元年10月）で定める名簿に掲載する者の範囲
- 要介護認定3～5を受けている者
 - 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - 療育手帳Aを所持する知的障害者

- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
 - ・上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者
- ② 避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の情報
- ・氏名
 - ・住所又は居所（方書を含む）
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・電話番号その他の連絡先
 - ・避難支援等を必要とする理由（要介護状態区分・障害等等級）
 - ・行政区名（自治会（区）名）

ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿に登録される避難行動要支援者の情報は絶えず変化することから、避難行動要支援者の情報を適宜更新し、情報共有に努める。

エ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿のうち避難支援等関係者への個人情報提供に同意した者の名簿については、避難支援等関係者に事前に情報提供することができる。これらの名簿情報の管理については、施錠可能な場所での保管の徹底や複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める。

オ 避難支援等関係者

市は、伊賀市避難行動要支援者支援プランにより、住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察、社会福祉協議会、教育委員会を避難支援等関係者とし、地域の共助の仕組みづくりを推進することで安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める。

カ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に事前に名簿情報を提供することについて、同意の確認を行う。同意方法は、「伊賀市避難行動要支援者支援プラン」に従う。避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報が適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させる。

キ 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

防災情報の提供については、防災情報システム、ケーブルテレビ（行政チャンネル）、市ホームページなどインターネットのSNS等を活用した多様な方法で防災情報の伝達に努めるとともに、避難行動要支援者への情報伝達については、地域の避難支援等関係者を通じて直接、情報を伝える体制の構築に努めます。

ク 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、個々に必要な避難支援に関する情報に基づき行う。

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

7 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

(1) 個別計画の策定

避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ適切に実施するために、住民自治協議会、自治会（区）、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の方法等を定めた個別計画を策定する。

(2) 避難行動要支援避難支援等推進委員会の設置

災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市内の横断的な組織を設置し、平常時から市の関係部局等が一体となって取り組むを進めます。

- ア 避難行動要支援者支援プランの見直し
- イ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備
- ウ 避難行動要支援者支援プランの周知等
- エ 避難行動要支援者、地域支援者及び職員等に対する防災講演会、防災訓練等
- オ その他、同プランの推進

(3) 避難行動要支援班の設置

災害対策本部の中に避難行動要支援者支援班を設置し、避難行動要支援者名簿の活用・管理や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉団体等との連携により、以下の業務に取り組む。

- ア 避難行動要支援者名簿の活用・管理
- イ 関係者への情報提供
- ウ 関係者との連絡調整
- エ その他、避難行動要支援者の避難支援に関すること

(4) 避難行動要支援者支援行動マニュアルの作成

各地域における避難支援等関係者（住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会）等の災害時の協力体制強化に資することを目的として、地域防災力の向上を図るために、日頃の備えや災害時の基本的な知識、避難行動要支援者の避難支援などについて記載する避難行動要支援者支援行動マニュアルを作成する。

8 要配慮者の避難支援体制の整備

防災担当部局、福祉担当部局及びその他関連部局の連携の下、消防団、自主防災組織、自治会等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している福祉関係者が協力して、要配慮者の避難支援体制の整備に努める。

(1) 特別な支援が必要な要配慮者への対応

人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者や、定期的な人工透析が必要な在宅療養者等に対しては、医療機関、医療機器業者、訪問看護ステーション等の連絡方法を確認し、個別の災害発生時の対応方法を事前に決めておく。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

9 避難所の管理運営体制

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進するものとする。

避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

【避難所運営マニュアルに定める主な項目】

(1) 避難所の管理者不在時の開設体制

- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 市避難所要員、自主防災組織、自治会等、施設管理者との協力体制
- (5) 「避難所運営マニュアル」を活用した地域住民による避難所運営の推進
- (6) 要配慮者や男女のニーズに配慮した避難所運営体制

10 住民への周知

市は、次の事項についてあらかじめ住民に周知しておくものとする。

- (1) 想定される危険の範囲
- (2) 避難所の所在
- (3) 避難情報三類型（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急））の内容及び伝達方法
- (4) 避難所にある設備及び物資
- (5) その他避難に対する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

11 観光客、帰宅困難者等への対策

市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を進め、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。平常時から観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として市内にあるガソリンスタンド等を、飲料水や通行規制などの道路情報を提供する一時休憩場所として利用できるよう検討する。（推進計画）

（市の指定）

12 避難所の区分

伊賀市の避難所等は、避難所態様（公共施設・耐震性・風水害対応性など）を勘案して、次の統一呼称の区分により分類する。

区分名		主な役割
一時立寄所		自主防災組織や自治会組織などの行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点。原則として、一時立寄所では救助活動は行わない。
拠点避難所※1 （市の指定）	法律で定める「指定避難所」に該当	各住民自治支援単位（市内38地区）に1箇所以上を設定し、区域内における指定避難所を統括する拠点として、防災備蓄コンテナ等の重点配備を行う公共施設等の場所（災害ボランティアの受入を可能とする現地ボランティアセンター機能）
指定避難所※2 （市の指定）		避難勧告・避難指示に対応して住民が参集し、その場所でコミュニティによる避難所運営を可能とする公共施設等の場所（災害ボランティアの受入を可能とする現地ボランティアセンター機能）
福祉避難所 （市の指定）		本庁及び各支所単位に1箇所以上設置し、指定避難所及び拠点避難所での受入れが困難な要介護認定者や障がい者等が利用できる医療施設及び福祉施設等の場所
伊賀市防災拠点施設 （市の指定）		災害時の救援・救助及び復興・復旧活動等を行う拠点施設（しらさぎ運動公園及び同周辺）の整備を行い、市内の拠点避難所等との連携を図る。

※1：法律で定める「指定避難所」のうち、拠点的な役割を担うもの

※2：法律で定める「指定避難所」のうち、拠点避難所（※1）を除くもの

13 ペット対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

■住民自治協議会や関係施設等が実施する対策

1 住民自治協議会等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

市が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の把握、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2 要配慮者関連施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市の福祉避難所の指定に協力する。

3 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

4 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■市民が実施する対策

1 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

2 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

第3章 地震に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

- 防災上重要な公共施設の耐震性を強化する。
- 構造物・施設等の耐震設計にあたっては、直下型地震又は海溝型地震に起因する高レベルの地震動でも、人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。
- 宅地が大規模に被災した場合に、被災状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するとともに、応急仮設住宅の供給可能量を把握するなど、調達・供給体制を整備する。

【主担当部署】 総合危機管理課・建設部・消防本部・関係各部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	市民等	(1) 建築物の耐震化 (2) 密集市街地にかかる地震防災対策 (3) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備
その他の防災関係機関		(1) 各機関の建築物の耐震化の促進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 建築物等の耐震化

(1) 市の建築物

市有建築物や社会福祉施設などの公共施設の多くは、耐震性に問題はないものの、今後も継続して耐震性の確保・強化に努める。その際、次の建物を重点的に耐震性の強化を進めていくものとする。

ア 災害対策本部を設置する庁舎

イ 防災情報の伝達、救出、救助、援助等の中心となる市の機関

ウ 救護所や避難場所となる病院、社会福祉施設、学校

特に、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。(推進計画)

(2) 一般建築物

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命

の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。その際、自主防災組織等を通じて、住宅の耐震化に関する普及啓発を図るものとする。

(3) ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものものの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

2 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努める。

また、伊賀市木造住宅耐震診断支援事業及び耐震補強補助事業を推進し、地震防災対策の向上を図る。

3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成等

建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、市長は関係団体と連携し、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会の実施に協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市長は判定実施本部として活動する際に支援本部及び市災対本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの確保を行う。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成等

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、市長は関係団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の実施に協力し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市長は判定実施本部として活動する際に支援本部及び市災対本部と判定士との連絡調整にあたる被災宅地危険度判定コーディネーターの確保を行う。

(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

市長は、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請、判定資機材の調達、備蓄等について、県や他の市と緊密な連携を取るとともに、体制等の整備に努め、震災時には、必要に応じて判定士の派遣を知事に要請する。

4 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 各機関の建築物の耐震化の促進

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

第2節 公共施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

- 道路、河川等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設（耐震化、代替性、多重化等）を整備する。
- 施設の機能確保のため、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化や震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

【主担当部署】総合危機管理課・人権生活環境部・建設部・上下水道部・関係各部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	市民、施設管理者	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 河川の防災・減災対策 (3) 不特定多数の者が出入りする施設を対象とした対策 (4) 災害応急対策の実施上重要な施設を対象とした対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路、橋梁の防災・減災対策

道路は、市民の日常生活の面で重要な役割を担っているが、更に、震災時においては火災の延焼防止機能を持つとともに、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、道路網の整備を計画的に推進する。

又、橋梁についても、道路の一部として都市防災上、大きな役割を担っていることから道路橋に関する耐震基準の改訂を踏まえた諸調査を進め、順次落橋防止等の補強対策の計画的な実施を図る。

(1) 幹線道路の整備

災害時の緊急輸送道路や緊急輸送道路と市内の中心的防災拠点（国、県等が非常時に備え事前配備している倉庫等）を結ぶ幹線道路を国・県と連携して整備する。

また、落石等のおそれがある危険箇所が存在する道路については、防護壁、防護網等の設置工事を実施し、災害の防止に努めるものとする。

なお、人家の密集地区においては、できるだけ複数の道路を確保すると共に、強度等に問題のある橋梁についてはより強固なものにするよう努めるものとする。

(2) 各支所を結ぶ幹線の整備

本庁と各支所とを結ぶ幹線道路についての整備を国・県と連携して整備する。

(3) 農林道の整備

農林道についても一部に生活道路としての性格が強く、計画的な整備が必要である。

また、農林道ゆえの地形的な要因から落石及び崩壊の危険性も高く、災害防止の観点からも危険箇所の点検、防除工事並びに台風襲来時における交通の遮断措置等、きめ細かい対策を推進していく。

(4) 道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンク（未整備区間で途中で

途切れている区間)の解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、道路整備方針に基づき主要道路の整備を促進するとともに、それらにアクセスする道路などの整備の推進を図る。

(5) 計画的な維持管理対策

大災害により発生が予想される道路の損壊として、高盛土箇所崩壊、沖積層地帯等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定されることから、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的な維持管理対策を実施する。

2 河川の防災・減災対策

地震の発生に伴う河川における被害を想定し、以下の耐震対策を実施する。

- (1) 河川堤防については、各河川管理者において、地震により沈下等の被害を受けた際、浸水被害を及ぼす恐れのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的被害を及ぼす恐れのある区域について、堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上対策に努める。
- (2) 消火活動等の支援に必要な施設を設置する。
- (3) 水門等の点検整備
毎年出水期に先立ち、水門、堰堤等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

3 不特定多数の者が出入りする施設を対象とした対策

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

- (1) 地震等各種情報の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検・整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災情報システム、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置
- (9) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置
- (10) 病院にあつては、
 - ア 入院患者、外来患者等への安全確保に必要な措置
 - イ 薬剤等の備蓄
 - ウ 医療用資器材等の点検・整備

4 災害応急対策の実施上重要な施設を対象とした対策

- (1) 災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、十分な耐震性能を有するよう努めるとともに、3に掲げるほか次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - エ 施設の二次部材の安全確保

- (2) 市指定避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するほか、市有施設の活用も考慮する。

第3節 危険物施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

- 地震による、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の被害を軽減し、二次災害を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適切な保安措置を講じる。
- 危険物施設等の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る。

【主担当部署】 総合危機管理課・人権生活環境部・消防本部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市（消防機関）	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化の強化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設等の現況把握

市内には、危険物施設が多数存在する。これら施設には、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

2 指導の強化

消防法、高圧ガス保安法関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理及び管理監督者に対する指導を強化する。

また、危険物等の移動について、路上取締等を実施し、車両運転手の指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置・構造・設備の維持管理
- (2) 危険物の貯蔵・取扱い
- (3) 危険物の運搬、移送及び積載の方法等
- (4) 移動タンク貯蔵所など移動する危険物についての路上査察の実施

3 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

4 危険物の規制と体制の強化策

石油類をはじめガス、火薬類等の危険物品は貯蔵品、取扱い場所も年々増加し、漏えい、火災、爆発等の潜在危険が増大している。これらに起因した災害は、被災影響が広範囲に及び、物損はもとより多数の死傷者を出す例が多いので、防災資機材の増強を図るとともに、危険物施設の関係者に対する保安の確保及び自主防災体制の強化に努める。

(1) 危険物の規制

危険物の製造所等の関係者が履行すべき事項は次のとおりとし、その徹底を図る。

- ア 危険物製造所等の施設が常に法令に適合し維持されているか。
- イ 危険物保安監督者を定め、危険物の取扱いに関し保安の監督が十分されているか。
- ウ 危険物監督者等による危険物製造所等の法定点検が励行されているか。
- エ 予防規程の制定義務対象施設における規定が整備され、又訓練が実施されているか。

(2) 防災体制の強化

危険物を貯蔵する事業所の自主防災力の強化等、次の事項に関して指導の強化を図る。

- ア 危険物取扱者等の資質向上のため法規制、点検等の研修の実施。
- イ 危険物関係業界の組織等を活用した行政指導の効率化。

5 毒物劇物災害予防対策

毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っている事業所に対しては、次の事項について、指導を行う。

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確認し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。
- (2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。
- (3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。
- (4) 毒物劇物によって市民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物業者等に対し、伊賀保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

6 関係機関との連携強化

都市ガス、液化ガスの供給、消費施設に対する安全対策及び発災に対し、次の防災関係機関が相互に連絡をとり、協力活動体制を確立することにつき協議を行ない、事故発生の未然防止と発災に伴う被害の軽減を図り、地域住民の安全を確保する。

- (1) 伊賀市消防本部
- (2) 伊賀警察署、名張警察署
- (3) 伊賀地域防災総合事務所（県防災対策部）
- (4) 都市ガス事業者
- (5) 三重県エルピーガス協会

7 施設の耐震化の促進

施設の耐震化の強化を促進する。

8 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

1 施設の耐震化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化の促進に努める。

2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

4 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特異性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

第4節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

○地震による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、地震防災上必要な施設等を整備する。

【主担当部署】 総合危機管理課・建設部・産業振興部・消防本部・関係各部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策
その他の防災関係機関		(1) 崩壊危険地域の災害防止

第3項 対策

■市が実施する対策

1 砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊防止事業

(1) 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊防止事業

土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、下記の事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。（推進計画）

- ア 避難所の設置
- イ 避難勧告及び指示等の時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者
- オ 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知
- カ 土砂災害危険箇所等の把握
- キ 土砂災害危険箇所等のパトロール
- ク その他必要事項

(2) 治山事業

災害は、山地の崩壊及び山地荒廃による流出土砂により被害が激しいものとなるが、森林は、崩壊防止及び土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等の機能を持っている。

山地治山事業は、荒廃山地又は荒廃のおそれのある山地に対して山脚を固定して浸水を防止するための溪間工事又は崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施する等により森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。

ア 山腹崩壊・崩壊土砂流出対策

- ① 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等の管理者への指導を図る。
- ② 森林の過伐、乱伐の防止と渴植、肥培管理、植林の育成を促進して地すべり崩壊による災害防止に努める。

- ③ 地震等による地盤のゆるみが予想される時の危険箇所パトロール、応急資材の整備、山地崩壊が予想される時の避難所等を整備する。

イ 山地に関する防災事業

- ① 治山・治水事業と併せ一般造林事業を推進して林地の保護と培養を図る。
- ② 地表の安定を図るため、荒廃地の植林を促進する。

(3) 宅地造成地がけ崩れ災害防止

宅地造成については、都市計画法等に基づき災害防止に重点をおいた基準で審査指導に努める。

また、災害が発生するおそれのある場合には、開発事業者に対し県と連携して災害防止にかかる技術指導を行う。

ア 宅地防災月間での啓発

梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が定めた5月の宅地防災月間に合わせ、開発施行区域を中心にした巡視活動を展開し、必要に応じ現地で適切な指導を行う。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内に存する危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

(4) ため池改修事業

市内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進み、決壊の危険性を有している。

このため災害防止上、緊急度が高いため池の管理者に対し啓発を行うとともに、改修工事を実施する。

2 液状化対策

- (1) 地震時に発生する地盤の液状化現象については、三重県が地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地震被害想定結果」(平成25年度版)にとりまとめられている。

また、施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

- (2) 開発(宅地)指導の窓口等において、住民等に液状化対策の周知、啓発に努めるものとする。特に、個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業(中部地方整備局)

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

(2) 県道防災事業(県土整備部)

県道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

- 大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について災害に強い施設を整備する。
- 災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

【主担当部署】 総合危機管理課・総務部・建設部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う 防災関係機関等	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。(推進計画)

(2) 陸上輸送対策

緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所の道路構造強化を進める。

また、緊急輸送道路沿いの大規模建築物の耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 航空輸送対策

飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

■その他防災関係機関が実施する対策

＜その他事業者団体の対策＞

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

ア 協定における市と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。

イ 協定に基づき、災害時に市から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。

ウ 市が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

- 災害対策活動の中核となる災害対策本部の施設・設備について、耐震性の強化及び各種設備の整備を図る。また、災害対策本部が損壊した場合に備え、予備施設をあらかじめ指定しておくものとする。予備施設は、消防本部庁舎とする。
- 地震が発生した場合、必要な職員を早期に確保して災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制の整備に努める。

【主担当部署】 総合危機管理課・総務部・財務部・建設部・消防本部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 職員への防災教育の実施 (4) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■市が実施する対策

<市(災害対策本部)を対象とした対策>

1 災害対策本部機能等の整備・充実

本庁舎以外の機関についても、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備に努める。

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、無線通信設備の確保などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めるものとする。(推進計画)

2 職員の防災対策の推進

職員は、市民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに市の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

3 第2指令塔の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないよう、災害対策本部機能を有する代替施設として、消防本部庁舎の機能充実に努めるものとする。

4 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ確かな情報伝達を可能とするよう、災害対策本部に報道用スペースの設置を検討するものとする。

5 本庁と支所等との防災情報システムの構築

本庁と支所等での防災運営が必要となるため、相互の災害時通信や情報の共有化システム等について検討する。

6 迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、市職員の迅速な参集が不可欠である。そのため、市職員の災害時登庁基準を周知徹底する。

また、災害対策要員の安否確認と迅速な参集を実現するため、職員の安否参集確認システムへの登録をさらに促進するとともに、システムの維持管理に万全を期すこととする。

7 地域防災拠点施設の整備

災害時の救援・救助及び復興・復旧活動等を行う拠点施設（しらさぎ運動公園及び同周辺）の整備を行い、市内の拠点避難所等との連携を図る。

<消防機関を対象とした対策>

1 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。（推進計画）

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

- 災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。
- 被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

【主担当部署】総合危機管理課・企画振興部・各部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民を対象とする対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と市民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図る。

イ 伝達手段の整備

① ホームページや防災情報システム、行政放送チャンネル等による災害情報の提供・伝達
市のホームページや行政放送チャンネル、及び携帯電話等のインターネット接続機能を活用した「あんしん・防災ねっと(災害時緊急情報メール)」等により、迅速な災害情報の伝達機能の整備に努める。

② 緊急地震速報

地震発生後大きな揺れが到達する数秒から数十秒前に発せられる警報で、テレビ放送や携帯端末などから推定震度5弱以上のときに「強い揺れとなる地域」が発表されるため、日頃からその有効な活用について啓発を図る。

2 主に庁内及び防災関係機関を対象とする対策

ア 情報収集・連絡手段の整備

災害対策本部各部、県及び防災関係機関相互、又は所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

イ 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、部署が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

ウ 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター等、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、監視カメラ、定点カメラなど画像情報の収集システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制を整備する。

エ 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築する。

また、防災関連情報の収集・蓄積するとともに、集めた情報を防災対策に活かす。

3 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災情報システムの整備等

防災情報システム等の整備を図るとともに、無線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。（推進計画）

4 防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

<固定通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<移動通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標

- 南海トラフ地震等の大規模な地震発生時には医療救護需要が極めて多量、広範囲に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- 災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

【主担当部署】 総合危機管理課・健康福祉部・消防本部・市民病院・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	市民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の点を考慮に入れ、市の実情に合わせてあらかじめ候補地を検討する。

(2) 自主救護体制の確立

市は、救護所の設置、救助班等の編成、出動について一般社団法人伊賀医師会及び名賀医師会と協議して計画を定めるとともに、市域が拡大し、孤立化する地域も想定されるため、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救助班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておくものとする。

(3) 医療体制の整備

ア 初期医療体制の整備

① 災害現場におけるトリアージ体制

大規模地震発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員等によるトリアージができるよう教育・研修体制の推進を行う。

② 被災地における医療体制

災害発生直後の急性期における救助活動について、消防機関と医療関係者(災害拠点病院

等の医師や看護師)が連携して体制を整備する。

③ 救護班の編成

救護班の編成等については、第3部第3章第2節に定めるところによる。

イ 後方医療体制等の整備

① 地震災害時の医療機関相互の連携体制

同時多発の人命救助、医療救護を可能とするため救護所におけるトリアージや適切な治療を受けられるようにその負傷の程度に応じた医療機関への搬送など、医療機関相互連携体制の整備充実を図る。

② 災害拠点病院

被災地が広範囲にわたる場合に、地域の医療機関の中核となる災害拠点病院として指定されている上野総合市民病院及び名張市立病院について、災害拠点病院として必要な機能の整備を図る。

災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

名称	医療圏	設置場所	役割・必要機能等
基幹災害拠点病院	県下全域	三重県立総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・要員の訓練・研修機能 ・地域災害医療センターの機能
地域災害拠点病院	中勢伊賀	三重大学医学部附属病院	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・被災地からの重傷者の受入れ機能 ・負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
		伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・自己完結型の医療救護班の派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

③ 医療情報の収集、伝達手段

a 災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

b 各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

④ 患者搬送体制

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図る。

ウ 応急救護体制の整備

市は伊賀医師会及び名賀医師会と協力して、応急救護体制を整備する。

(4) 医薬品等の確保

ア 医療品・衛生材料等の備蓄

災害直後の初動期に必要な医薬品・衛生材料等は、市内の医薬品卸売業者による流通備蓄や病院等、本庁及び支所の備蓄を強化する。

イ 医薬品・衛生材料等の調達・分配

医薬品卸売業者や病院等、本庁及び支所の備蓄で一時的に対応し、不足については、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を要請する。

(5) 施設内の耐震対策の推進

市民病院において地震時の転倒防止のため、医療器具やロッカーなどの固定や非常用発電機の設置等について推進すると共に、民間医療機関においても施設内の耐震対策を働きかける。

2 市民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ市民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

3 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、伊賀医師会、名賀医師会等との関係機関に応援を要する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で綿密な協力体制を構築する。

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

県の「医療体制の整備」、市の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

県の「医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

県の「医療機能の確保」、市の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■市民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

第4節 応援・受援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

- 発災時に備え、自衛隊や警察、消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。
- 災害応援の必要が生じた場合、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制の整備に努める。

【主担当部署】総合危機管理課・総務部・消防本部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 市間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。(推進計画)

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。(推進計画)

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討、実施する。(推進計画)

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

市が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊、警察、消防機関等との連携を図る。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

- 大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給の整備、及び計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整を図る。
- 各家庭で発災後3日分以上の物資等の備蓄を働きかけ、自助を促すとともに、市の備蓄として人口の1割が3日間生活できる量を目標とする。

【主担当部署】総合危機管理課・財務部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄
	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築
	市民	(1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	県・市	(1) 災害時用物資等の供給体制の構築 (2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築
地域		(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

本市では、過去最大クラスの南海トラフ地震による避難者数は、発災1週間後に約8,400人(人口の1割弱)で最多になることが予測されていることから(第1部第4章「被害想定等」)、市の備蓄として人口の1割が3日間生活できる量を目標とする。

(2) 災害時用物資等の更新

本庁舎等、各地域及び孤立想定地域に配置している防災備蓄倉庫の災害時用物資(食料等を含む)を計画的に更新する。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

ア 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

イ 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3 市民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

市民に対して各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう、住民自治協議会等へ働きかける。

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策

1 災害時用物資等々の供給体制の構築

市と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力を努める。

2 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

市と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力を努める。

■地域が実施する対策

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

被害を受けた地域においては、避難所や避難場所など、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

■市民が実施する対策

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

- 鉄道、電気、上下水道、都市ガス等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い施設（耐震化、代替性、多重化等）を整備する。
- 災害復旧に備える、地理情報システム（GIS）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制の整備を進める。
- 施設の機能確保のため、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化や震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 2次医療機関等人命に関わる重要施設向けの供給ラインについては、重点的に耐震化を推進する。

【主担当部署】人権生活環境部・建設部・上下水道部・産業振興部・関係各部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	施設利用者	(1) 上水道施設(市管理)を対象とした対策 (2) 下水道施設(市管理)を対象とした対策

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車 運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 上水道施設(市管理)等を対象とした対策

(1) 水道施設の耐震化等の整備

災害により配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、送水管の多系統化、老朽化施設の計画的な改修、水道施設の耐震化を図る。

また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設（非常用自家発電設備、拠点給水設備等）や資機材の整備、充実を図る。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

水道事業管理者は、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

(4) 非常時の協力体制

三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21締結）等を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧を図る。また、三重県水道災害広域応援協定に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。（推進計画）

2 下水道施設(市管理)を対象とした対策

災害時においても市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など、災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保存・整備する。

(3) 下水排除の制限

下水処理施設及び管渠の損壊等により処理不能となった場合、管理者は市民に対し下水排除の制限を行う。

(4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

管理者は、管渠の損壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県との間の協力応援体制を整備する。また必要な場合は県を通じ国及び他の自治体に対し、援助を要請する。

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

<都市ガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策

災害時の被害軽減、安全性強化を図るため、施設・設備の耐震性強化策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

ア 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

＜LPガス事業者の対策＞

1 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、耐震性機器の設置を促進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

＜固定通信事業者の対策＞

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<移動通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 施設の耐震性強化

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化を計画的に進める。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア 災害発生時の旅客の案内

イ 避難誘導等混乱防止対策

ウ 緊急時の通信確保・利用方法

エ 帰宅困難者対策等

オ 関係者の非常参集

カ 職場及び各家庭での地震対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

ア 地震情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア 災害発生時の乗客の案内

イ 避難誘導等混乱防止対策

ウ 緊急時の通信確保・利用方法

エ 帰宅困難者対策等

オ 関係者の非常参集

カ 職場及び各家庭での地震対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

ア 地震情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

ウ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<三重県石油商業組合伊賀支部の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

ア 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

■市民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

市民は、地震によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

第7節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

- 大規模地震発生時には、全市が甚大な被害を被ることが想定されるため、市民が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つ。
- 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで、南海トラフ地震等が発生しても被害を最小限に抑える、災害に強い地域をつくる。

【主担当部署】 消防本部・関係各部・関係各機関

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 市等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

市の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。また、市は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努めるものとする。(推進計画)

1 基礎訓練

市及び防災関係機関は、基礎訓練として、随時、図上訓練、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。

なお、訓練を実施する際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、国、県、市、消防機関その他の防災機関や、要配慮者を含めた市民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的、総合的な訓練

を実施し、防災体制の強化に努めるものとする。

(1) 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、防災技術の練磨を図る。

なお、訓練課題には次のものが挙げられる。

ア 各種予警報の伝達及び通信訓練

イ 災害防御訓練

- ① 消防訓練
- ② 水防訓練
- ③ その他必要な訓練（土砂災害訓練等）

ウ 避難訓練

エ 救急・救助訓練

オ 災害応急復旧訓練

- ① 鉄道、道路の交通確保訓練
- ② 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
- ③ 堤防の応急修復訓練
- ④ 電力、通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練
- ⑤ 防疫及び清掃等の訓練
- ⑥ 災害広報の訓練
- ⑦ その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

(2) 図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、机上で応急対策活動の演習を行う。

3 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。なお、災害対策活動への反映、訓練の改善を行うため次の事項を確認点検し、訓練記録として取りまとめ、保管するものとする。

4 防災関係機関との連携

防災訓練の実施にあたっては、県、警察、消防、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。

また、必要に応じ関係機関による調整会議等を開催するものとする。

5 市民が実施する防災訓練の支援

住民自治協議会、自治会等、自主防災組織や企業等、防災ボランティアグループなどが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を図っていく。

6 地域住民の防災訓練への参加

地域住民は市が主体となる防災訓練に自主防災組織単位等で参加する。また、地域で行う防災訓練は、地域内事業所を含めて訓練を実施する。

7 他市主催の訓練への参加

相互応援協定市等とは、相互に主催する訓練に参加し、救援活動が円滑に遂行できるよう努める。

■企業・事業者等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫する。また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県・市等の防災訓練への協力・参画

県や市等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■市民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

県や市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

○地震の被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画の策定や、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系の構築に努める。

【主担当部署】人権生活環境部

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 市災害廃棄物処理計画の策定 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の耐震対策等

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市災害廃棄物処理計画

災害時に発生する廃棄物については、「伊賀市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ迅速に処理を行い、早期の復旧に努める。当該計画に従い、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施する。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、地域区分内の幹事市町は県と必要な調整を行い、市は、広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

市は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

また、他の自治体で発生した災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の耐震対策等

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から地震災害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

(2) 応援体制の整備

市は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、「伊賀市災害廃棄物処理計画」に基づき、県内市町はもとより、県を通じて他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置き場の候補地の選定

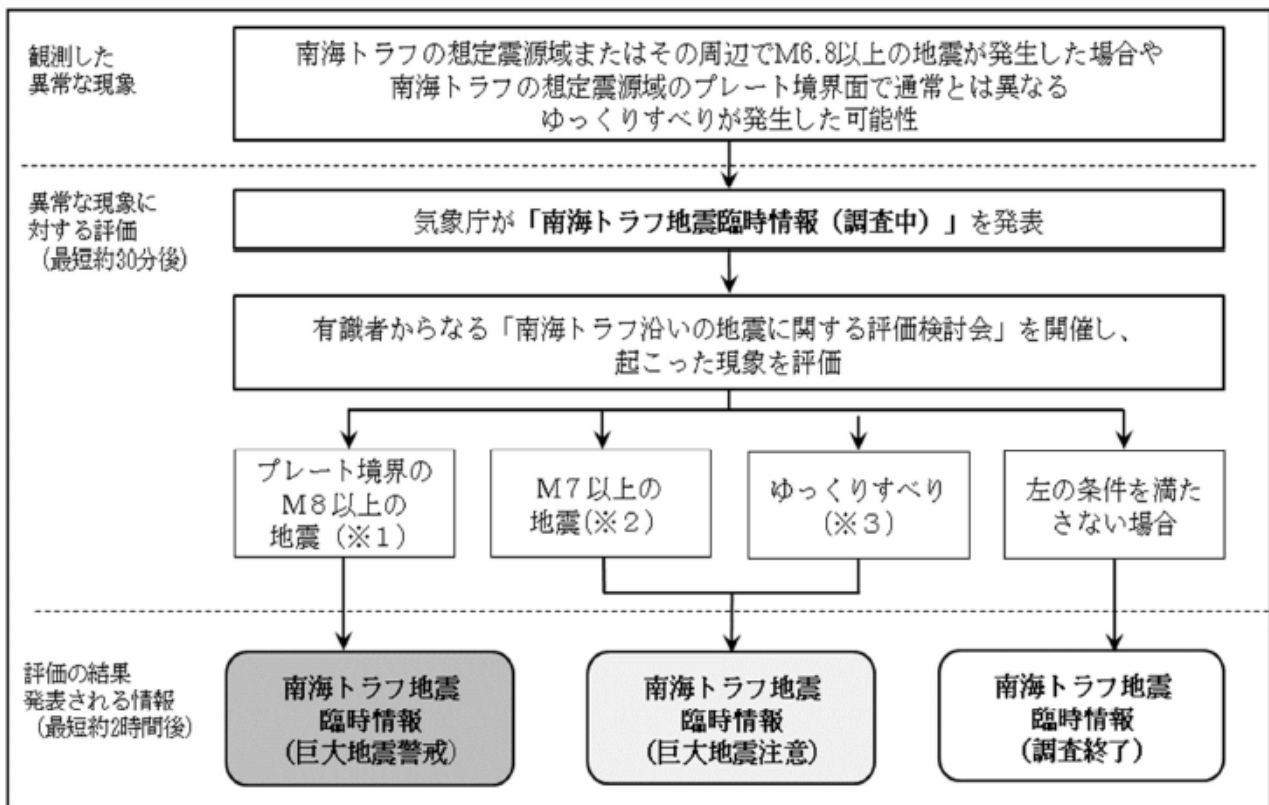
市は、「伊賀市災害廃棄物処理計画」で定めた基準に基づき、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置き場の候補地をあらかじめ選定しておくこととする。

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
すべりが取まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う
大規模地震発生まで			

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

第1項 防災・減災重点目標

○臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする防災対応を行う。

【担当部署】総合危機管理課・消防本部・各部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合に、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行うものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

第1項 防災・減災重点目標

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間の警戒措置、当該措置後1週間の注意措置等をとれる体制を整える。

【主担当部署】総合危機管理課・消防本部・各部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 地域住民等の避難行動等 (2) 市域を越える広域避難の実施 (3) 道路交通に対する対策 (4) 滞留旅客等に対する措置 (5) 市が管理等を行う施設等に関する対策
	住民等	(1) 住民等への情報伝達

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に応じた対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

(1) 住民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて住民等に伝達を行う。

2 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難勧告等を実施する。

安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の開設及び運営

第3部第4章第1節「13 避難所の開設及び運営」に準じた対策等を行う。

(3) 市域を越える広域避難の実施

避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市が調整し、広域避難を実施する。

3 交通対策

(1) 道路交通に関する対策

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

(2) 滞留旅客等に対する措置

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

4 市が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定多数または多数の者が出入りする施設等の対策

市が管理等を行う施設等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- 1 避難対象者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 避難対象者等の安全確保のための退避等の措置

③ 各施設における緊急点検、防火点検、巡視

④ 施設の設備、備品等の転倒、落下防止措置の確認

⑤ 出火防止措置

上記の①～⑤における実施体制（③においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

各施設等における具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)のAに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

<消防機関を対象とした対策>

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導

ウ 浸水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、必要な措置を実施する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン企業の対策＞

必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとする。（ライフライン企業）

＜報道機関の実施する対策＞

緊急的な放送体制の整備を図る。

＜金融機関の実施する対策＞

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

＜交通に関する対策＞

1 道路

- (1) 道路管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

2 鉄道

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。（鉄道事業者）
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される場合は、臨時情報に対する運行規制等について、情報提供に努めるものとする。（鉄道事業者）

3 滞留旅客等に対する措置

- (1) 列車等の乗客や駅のターミナルに滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するための計画を定めることとする。（一般旅客運送事業者）
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

第1項 防災・減災重点目標

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して一定期間の注意措置等をとれる体制を整える。

【主担当部署】総合危機管理課・消防本部・各部・各支所

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市		(1) 住民への周知等 (2) 市が管理等を行う施設等に関する対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住民への周知等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 関係団体への情報提供

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について関係団体に情報提供を行う。

3 市が管理等を行う施設等に関する対策

- (1) 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。